

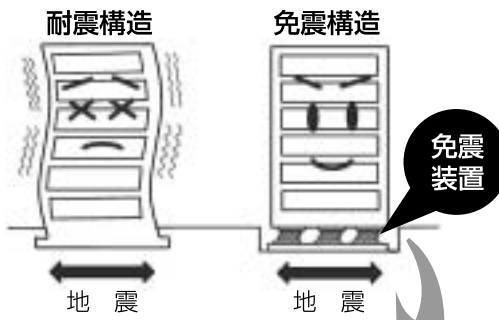
ここが変わります！新病院 その②

免震構造を採用します

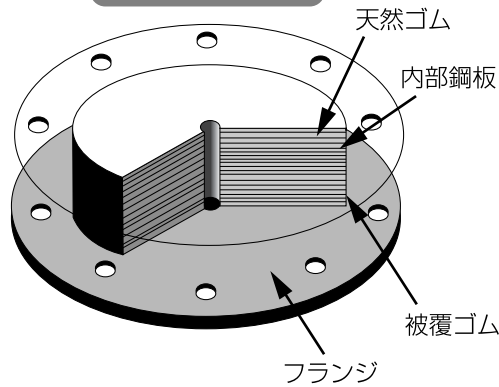


▼地震発生時のイメージ

免震装置が揺れを吸収します！



免震装置の形状



地震等の災害発生時にも市民の皆さんの安全を守る「災害拠点病院」としての使命を果たすために、これからも新病院整備事業を進めていきます。

図病院整備課 ☎(36)8089

免震構造って何？

新病院の構造上の大きな特徴は、「免震構造」を採用することです。

以前にも本紙でご紹介したことがありますが、免震構造は、建物本体と基礎との間に絶縁体（免震装置）を配置し、地震の「揺れ」を直接建物に伝えないようにする構造システムです。地震が発生しても建物の変形はもちろんのこと医療機器や家具・備品などの転倒や損傷などがほとんど無い方式といわれています。

免震装置にはいろいろな種類がありますが、今回は建物の本体の柱の真下に、垂直方向には硬く、水平方向には柔らかい「積層ゴムアイソレータ」という装置を配置するとともに、地震のエネルギーを吸収する「ダンパー」という装置を組み合わせることで建物に入る地震の揺れを大幅に減少させることを計画しています。

耐震構造との違いは？

免震構造とよく比較されるのが「耐震構造」と呼ばれる仕組みで、これは建物の構造自体を強くするものですが、建物は壊れないものの地震の揺れの影響を抑えることはできないため建物の変形や配管等設備の破損、医療機器や家具などの転倒の可能性があり病院機能の保持には適さないと考えられています。



災害支援ナースに看護師5人が登録！

滋賀県の災害支援ナース登録者は平成21年12月現在で13人、そのうち登録番号1～5番が高島病院の看護師です。高島病院看護師5人が一番のりで登録しました。

災害支援ナースとは？

看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職のことを言います。

災害支援ナースの条件は？

災害看護研修を終了し、災害支援ナースに登録していることが必要です。

災害支援ナースの役割は？

被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供します。被災地では、そこで働く看護師も被災者であり被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めます。

大規模な災害が起きた時、看護職能団体である日本看護協会から各都道府県看護協会に派遣要請があります。派遣要請を受けて、私たち登録した支援ナースが現地向かい、発災後3日以降から1か月間を目安に活動します。活動拠点は、被災した医療機関・社会福祉施設・避難所です。

活動内容は、合併症の予防・感染症対策・慢性疾患患者の看護・心的外傷のケア・健康管理などです。もちろん滋賀県が被災した場合でも、近隣の都道府県看護協会から支援ナースが派遣されます。最近では、列車事故のような人為災害・大規模な水害や地震災害が起きています。万が一のときは、私たちの力が被災された方々の少しでもお役に立てようがんばります。

(3C病棟看護師長 末武美里)

乳がん・子宮がん検診はもう受けましたか？

広報たかしま11月1日号でお知らせしてまいりましたとおり、女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）は、検診期間を延長しています。

乳がん・子宮がんにかかる率はともに増加しており、特に子宮がんでは、20歳から30歳代が増えています。しかし、これらのがんは早期発見、適切な治療により治る病気ともいえます。この機会にぜひお受けください。

がん検診
愛する家族への
贈りもの

乳がん検診

対 象 者 高島市民でクーポン券をお持ちの方のみ
実施場所 公立高島総合病院
負 担 金 無料
受診方法 各保健センターで申し込みを行い、検診票を受け取って受診。
(クーポン券をご持参ください。)
検診期限 3月31日まで(申込期限：2月26日)

※健診期限は3月31日までですが、申込は乳がん・子宮がん検診とも2月26日までとなりますので、申し込みは早めにお済ませください。

子宮がん検診

対 象 者 高島市民で20歳以上の女性
実施場所 今津病院・浮田医院・中井医院・公立高島総合病院
負 担 金 1,500円(クーポン券をお持ちの方は無料)
受診方法 各保健センターで自己負担金を納付後、検診票を持って受診。
(クーポン券をお持ちの方はクーポン券をご持参ください。)
検診期限 3月31日まで(申込期限：2月26日)

国保年金あらかると

【参 考】

口座振替を利用した場合の保険料額(平成21年度)

①1年前納	
4月分から翌年3月分までの保険料を4月末に振替えます。	
前納保険料額	172,230円
割引額	3,690円
②6か月前納	
4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に振替えます。	
前納保険料額	86,960円
割引額	1,000円
③早割制度	
毎月の保険料を当月末に振替えます。	
早割保険料額	毎月14,610円
割引額	50円
④翌月振替	
毎月の保険料を翌月末に振替えます。	
納期限日に振替えているため割引はありません。	
保険料額	毎月14,660円

クレジットカードを利用した場合の納付方法

- ①1年前納**
4月分から翌年3月分までの保険料を引落とします。
- ②6か月前納**
4月分から9月分までの保険料を4月末に、または10月分から翌年3月分までの保険料を10月末に引落とします。
- ③毎月納付**
毎月の保険料を翌月末に引落とします。
納期限日に引落しているため割引はありません。

国民年金保険料の納付は口座振替の1年前納がお得！

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納(まとめて納付)すると、保険料の割引があり大変お得です。

4月分からの国民年金保険料を、口座振替で1年前納または6か月前納することを希望される場合は、2月末までに手続きをお済ませください。

手続きは、口座振替を希望される金融機関・郵便局または大津年金事務所をお願いします。手数料は不要です。また、現在口座振替を利用されている方であっても、振替方法の変更を希望される場合は手続きが必要になりますので、ご注意ください。

※平成22年度の保険料は、平成22年2月に告示の予定です。

クレジットカードによる納付方法もあります！

口座振替のほかにクレジットカードによる納付もあります。

納付方法は、毎月納付(割引なし)、1年前納、6か月前納の3種類です。なお、1年前納および6か月前納の割引額は、納付書による現金納付の場合と同様です。

クレジットカードによる納付は、年金事務所で登録すると、以後、継続的にクレジットカード会社が被保険者に代わって立替納付を行い、カード会員に請求する方法です。直接金融機関等の窓口でクレジットカードを提示し納付する方法ではありませんのでご注意ください。

なお、一部免除が承認された期間にご利用できません。手続きは、市役所保険年金課、最寄りの支所窓口または大津年金事務所をお願いします。